

武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金交付要綱

武蔵野市生涯学習事業費補助金交付要綱（平成28年4月1日施行）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、武蔵野市（以下「市」という。）が、主に市の区域内（以下「市内」という。）で活動する団体（以下「団体」という。）に対して、主に市民を対象とし、かつ、原則として市内において実施する生涯学習事業又は満19歳以下の者（以下「子ども」という。）を対象とした文化、スポーツ若しくは体験活動に係る事業（以下「事業」という。）に要する経費の全部又は一部を補助することにより、学びを通じて個人の人生の豊かさを向上させるとともに、学びにより個人と社会を結びつけて地域コミュニティをよりよくする新規の事業の立上げ又は既存の事業のレベルアップを図り、もって市の生涯学習の発展及び子どもの体験活動の活性化に寄与することを目的とする。

（補助対象者）

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当する団体で、事業を行うものとする。ただし、過去にこの要綱による補助を受けたことがあり、その際にこの要綱の規定に違反したことがある者又は同一年度内に武蔵野市学びおくりあい補助金交付要綱（令和8年4月1日施行）に基づく補助金の交付を受けた者を除く。

- (1) 不特定かつ多数の市民の利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業に自主的に取り組む任意の市民団体（法人格を有する団体を除く。）又は特定非営利活動法人であること。
- (2) 市内に事務所その他の活動の拠点を有し、又はその代表者が市内に住所を有し、かつ、主たる活動を市内において実施していること。
- (3) 5人以上で構成し、かつ、構成員の半数以上が市内に在住し、在勤し、又は在学していること。

（補助対象事業）

第3条 補助の対象となる事業は、次に掲げる要件の全てに該当すると市長が認める事業で、同一の補助対象者につき同一年度内に1事業とする。

- (1) 市の生涯学習の発展に寄与する事業であること又は子どもの体験活動の活性化に寄与し、参加する子どもにとって非日常的で有意義な事業であること。
- (2) 地域活動の活性化に対する貢献度が高いこと。

- (3) 事業計画に無理がなく、着実に実施されることが見込まれること。
- (4) 団体内にとどまらず、市民に広く開かれたものとして実施されること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助金の交付対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業又は当該事業を援助する事業
- (2) 特定の政党の利害に関する事業
- (3) 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに反対する政治活動に関する事業
- (4) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する事業
- (5) 参加料等を徴収する事業で、徴収金額がその運営経費を超えるもの
- (6) 事業の実施及び準備に係る場所について、公衆衛生、公害防止等の設備及び措置が不十分である事業
- (7) 市（財政援助出資団体を含む。）の他の助成金等の交付を受ける事業
- (8) 武蔵野市暴力団排除条例（平成24年9月武蔵野市条例第24号）第2条第1号の暴力団、同条第2号の暴力団員及び同条第3号の暴力団関係者と関わりのある事業
- (9) 過去に3回、この要綱による補助金の交付を受けた事業
- (10) 市（財政援助出資団体を含む。）と共催して実施する事業（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、事業に要する次に掲げる経費であって、当該年度に係るものとする。

- (1) 講師等への謝礼金及び出演料
- (2) 旅費及び交通費
- (3) 消耗品費
- (4) 印刷製本費
- (5) 通信費
- (6) 会場等の使用料及び借上料
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助金の交付対象としない。

- (1) 団体の事務所その他の活動の拠点の維持管理に関する経費
- (2) 団体の構成員による会合に関する経費
- (3) 団体の構成員に対する人件費（旅費及び交通費を除く。）
- (4) 事業の終了後に団体又はその構成員の所有物となるものの購入費（補助金の交付額）

第5条 補助金の交付額は、同一の補助対象者につき同一年度内に20万円を限度として、予算の範囲内で市長が必要と認める額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金事業計画書(第2号様式)
- (2) 武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金事業予算書(第3号様式)
- (3) 会員名簿
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付に係る年度内において既に終了した事業について補助金の交付を受けようとする団体は、武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金交付申請書に前項第3号及び第4号に掲げる書類のほか、当該既に終了した事業に係る第11条第1号から第3号までに掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、交付申請があったときは、武蔵野市教育委員会を介して、補助金の交付に係る年度の武蔵野市社会教育委員の会議に、補助金を交付する団体について検討を依頼するものとする。この場合において、武蔵野市社会教育委員の会議は、当該交付申請のあった事業の公益性、発展性等について検討し、優先順位等の意見を付して、補助金を交付すべき団体を教育委員会を介して、市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、交付申請及び当該報告の内容を審査し、当該審査の結果、補助金の交付を決定したときは武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金交付決定通知書(第4号様式)により、不交付とすることを決定したときは武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金不交付決定通知書(第5号様式)により、当該交付申請をした団体に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第8条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)を受けた団体(以下「交付決定団体」という。)は、速やかに、武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金交付請求書(第6号様式)を市長に提出するものとする。

(事業実施状況の報告)

第9条 交付決定団体は、交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の実施をするときは、実施時期、事業対象、実施場所、広報等に

ついて、事前に市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告のほか、必要があると認めるときは、交付決定団体に対し、補助事業の遂行の状況について必要の都度報告させることができる。

(補助事業の変更等)

第10条 交付決定団体は、補助事業の計画等を変更し、又は廃止しようとするときは、武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金交付申請事業の変更又は廃止申請書（第7号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業に係る経費の増減を伴わない軽微な変更については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該審査の結果、申請のあった補助事業の変更又は廃止を承認したときは、武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金交付申請事業の変更又は廃止の承認又は不承認通知書（第8号様式）により当該申請をした団体に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定団体は、補助事業が完了したとき（前条第2項の規定により廃止をしたとき又は当該補助事業に係る年度が終了したときを含む。）は、当該補助事業の完了後1か月以内（当該補助事業が年度末に完了したときは年度末）に次に掲げる書類を添えて、市長に事業の実績等を報告しなければならない。

- (1) 武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金事業実績報告書（第9号様式）
- (2) 武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金事業決算書（第10号様式）
- (3) 補助事業に係る領収書等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助の取消し等)

第12条 市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金交付決定取消通知書（第11号様式）により交付決定団体に通知するものとする。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助金の目的外に使用したとき。
- (3) 補助事業を実施しなかったとき。
- (4) 第6条の規定により提出した内容と著しく異なる事業を実施したとき。
- (5) 第9条の規定による報告を怠ったとき。

(6) 第10条第1項の規定による提出を怠り、市長の承認を受けずに事業を変更し、実施したとき。

(7) 前条の規定により提出する決算書の補助事業に係る経費の額が、交付決定の額を下回るとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(帳簿等の整理保管)

第14条 補助金の交付を受けた団体は、当該補助金の交付の対象となった経費に係る収支の状況を明らかにした帳簿を備え、当該収支について証拠書類を整備し、当該補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(武蔵野市子ども文化・スポーツ・体験活動団体支援事業費補助金交付要綱の廃止)

2 武蔵野市子ども文化・スポーツ・体験活動団体支援事業費補助金交付要綱(平成26年4月1日施行)は、廃止する。

第1号様式（第6条関係）

武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金交付申請書

武蔵野市長 殿

武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金を受けたいので、武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金交付要綱第6条の規定により、添付書類を添えて、次のとおり申請します。

1	申請年月日			
2	団体名			
		(特定非営利活動法人の場合は主たる事務所の所在地) 郵便番号		
3	代表者	ふりがな		
		肩書・氏名		
		住所	郵便番号	
4	連絡担当者	代表者との兼務		
		氏名		
		住所	郵便番号	
		連絡先	電話番号	
メールアドレス				
5	設立目的			
6	会員数	総数	うち武蔵野市在住・在勤・在学の数	
			会員1人当たり（年額・月額 円）	
7	会費の有無			
8	団体ホームページ等（URL、アカウント等ある場合）			

添付書類

- 1 武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金事業計画書（第2号様式）
- 2 武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金事業予算書（第3号様式）
- 3 補助金の交付を受けようとする団体の会員名簿
- 4 その他市長が必要と認める書類

(裏)

スケジュール	準備から広報、募集、開催に至るまでのスケジュールを記載
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	

次の質問の「はい」か「いいえ」いずれかに○をしてください。

1	事業は、市の生涯学習の発展又は子どもの体験活動の活性化に寄与すると思われ ますか。(はい ・ いいえ)
2	事業は、地域活動の活性化に貢献度が高いと思われ ますか。(はい ・ いいえ)
3	講師や会場の手配など、事業計画に無理がなく、着実に実施されることが見込ま れますか。(はい ・ いいえ)
4	事業は団体内にとどまらず、市民に広く開かれたものとして実施することはでき ますか。(はい ・ いいえ)

注

- 1 本様式に書き切れない場合は、別紙（A4サイズ、様式自由）を作成し、添付して
ください。
- 2 資料等があれば添付してください。

第3号様式（第6条関係）

武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金事業予算書

団体名	
事業名称	

1 収入

項目	説明（内容・積算根拠）	金額（円）
収入合計		

2 支出

項目	説明（内容）	積算根拠	単価	数量	単位	金額（円）	内補助対象金額（円）
支出合計							

- 注
- 1 収入合計と支出合計とは同額となるように作成してください。
 - 2 積算根拠資料を添付してください。

第 号
年 月 日

所在地（住所）

名称及び代表者氏名 様

武蔵野市長

武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました生涯学習・子ども体験事業に要する経費の補助について、下記のとおり決定したので、武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

記

交付決定額 金 円

ただし、次の条件を守ってください。

- 1 この補助金は、生涯学習・子ども体験事業に要する経費を補助するものです。
- 2 補助金の請求書は、別紙様式により提出し、事業完了後 1 か月以内（年度末に事業が完了したときは年度末）に実績報告書を提出してください。
- 3 補助金は、補助目的以外には使用することができません。
- 4 2 又は 3 の規定に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。
- 5 その他武蔵野市補助金等交付規則及び武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金交付要綱の規定を守ってください。

第 号
年 月 日

様

武蔵野市長

武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金について、下記のとおり不交付と決定したので、武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

申請受付年月日	
申請金額（円）	
事業名称	
決定年月日	
不交付とした理由	

第6号様式（第8条関係）

武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金交付請求書

武蔵野市長 殿

交付決定を受けた武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金について、武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求年月日	
団体名	
団体の所在地	郵便番号
代表者の肩書、氏名及び代表者印	印
事業名称	
請求金額（円）	
事業終了年月日	
担当者氏名	
担当者連絡先	電話番号 メールアドレス ファクシミリ番号

補助金の振込先	金融機関名	コード（4桁）
	支店名	コード（3桁）
	口座種別	
	口座番号	
	口座名義	
	ふりがな	

第7号様式（第10条関係）

武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金交付申請事業の変更又は廃止申請書

武蔵野市長 殿

武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金の交付決定を受けた事業について、変更又は廃止したいので、武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

申請年月日	
団体名	
代表者の肩書及び氏名	
交付決定年月日	
交付決定金額（円）	
事業名称	
変更又は廃止する内容	
変更又は廃止する理由	
担当者氏名	
担当者連絡先	電話番号 メールアドレス ファクシミリ番号

注

- 1 武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金事業計画書（第2号様式）からの変更内容がわかるように記入してください。
- 2 本様式に書き切れない場合は、別紙（A4サイズ、様式自由）を作成し、添付してください。
- 3 資料等があれば添付してください。

第 号
年 月 日

様

武蔵野市長

武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金交付申請事業の変更又は廃止の承認又は不承認通知書

年 月 日付で申請のありました武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金の交付決定を受けた事業の変更又は廃止について、武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

変更又は廃止申請年月日	
事業名称	
交付決定年月日	
交付決定金額（円）	
承認・不承認結果	
不承認とした理由	

第9号様式（第11条関係）

（表）

武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金事業実績報告書

武蔵野市長 殿

武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金の交付決定を受けた事業について、武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金交付要綱第11条の規定により、添付書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

報告年月日	
団体名	
代表者の肩書及び氏名	
事業名称	
事業目的	
事業対象 ※主な対象者、定員等を 記入すること。	
実施日時 ※日時、時期、期間、時 間、回数等を記入する こと。	
実施場所 ※施設、会場、地域等を 記入すること。	
参加者から徴収した費用 等 ※金額、単位（人・組・ 回）等を記入するこ と。	
事業内容 ※テーマ、形態（教室・ 講座・講演会等）、講 師・指導者等がいる場 合はその氏名、略歴等 を含めて具体的に記入 すること。	
募集、広報 ※事前申込みの有無、申 込方法（ハガキ・電話 等）、ちらし・ポス ター・ダイレクトメー ル等の配付枚数及び配 付場所、時期等を具体 的に記入すること。	

(裏)

成果、効果 ※参加者、実 施団体、市 等への効果 等を記入す ること。	
--	--

注

- 1 本様式に書き切れない場合は、別紙（A4サイズ、様式自由）を作成し、添付してください。
- 2 ちらし、当日の資料等があれば添付してください。

添付書類

- 1 武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金事業決算書（第10号様式）
- 2 補助事業に係る領収書等
- 3 その他市長が必要と認める書類

第10号様式（第11条関係）

武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金事業決算書

団体名	
事業名称	

1 収入

項目	説明（内容・積算根拠）	金額（円）
生涯学習・子ども体験事業補助金		
収入合計		

2 支出

項目	説明（内容・積算根拠）	金額（円）	内補助対象金額（円）
支出合計			

注

- 1 収入合計と支出合計とは同額となるように作成してください。
- 2 武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金については、必ず記載してください。

第 号
年 月 日

様

武蔵野市長

武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金交付決定取消通知書

交付決定をした武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金について、下記のとおり交付決定を取り消したので、武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

事業名称	
交付決定年月日	
交付決定金額（円）	
交付決定取消金額（円）	
交付決定取消し後の交付決定金額（円）	
取り消した理由	